

## 第5章 騒音・振動

### 1 概 要

騒音とは、やかましい音、好ましくない音の総称である。騒音であるか否かは、聞く人の主観によって決まるため個人差があり、その人の心理状態や健康状態などによっても左右される。

騒音・振動発生源のうち、工場・事業場、特定建設作業、道路交通については、それぞれ騒音規制法・振動規制法の対象となっている。さらに、工場・事業場については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても対象となっている。

また、楽器演奏、クーラー、ペットの鳴き声等の一般家庭から発生する生活騒音については法・条例の規制対象となっていないが、近年、苦情件数が増加している。

公害として問題にされる騒音とは、事業活動に伴って発生する騒音により周辺住民の生活環境を損なうものであるが、騒音が感覚公害であることや、過密化、住工混在といった都市形態などの複数の要因が絡み合っていることが多く、解決が難しくなっている。

公害として問題にされる振動とは、事業活動に伴って発生する振動が周囲の地盤を伝播して周辺住民の生活環境を損なうものであり、騒音と同様、主として感覚的な面が強いが、時には建築物の損傷等、物的被害を伴うこともある。

騒音・振動公害は、一般的に発生源付近に影響を与える局所的な問題であり、住居と工場等の分離といった土地利用の適正化や、事業場、住民のモラルの向上等が望まれる。

### 2 工場・事業場

#### (1) 届出の状況

騒音規制法、振動規制法では、著しい騒音または振動を発生する施設を「特定施設」として定め、届出を義務づけている。平成22年度における届出状況を、表5-1、表5-2に示す。

表 5-1 騒音規制法に基づく届出状況

届出の種類 施設の種類の	設 置 届 出		数 変 更 届 出		特 定 工 場 等 総 数	特 定 施 設 総 数
	工場等数	施 設 数	工場等数	施 設 数		
金 属 加 工 機 械					44	175
空 気 圧 縮 機 ・ 送 風 機	4	16	1	4	192	1,526
土 石 用 破 碎 機 等					3	39
建 設 用 資 材 製 造 機 械					6	9
木 材 加 工 機 械					48	119
印 刷 機 械					35	108
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機					3	44
鋳 型 造 形 機					0	4
計		16		4	331	2,024
届 出 実 工 場 数	4		1			

注) 設置及び数変更届出の工場等数は延数、特定工場等総数は実数である。

防止の方法変更届出	氏名等変更届出	使用全廃届出	承継届出
0	29	5	0

表 5-2 振動規制法に基づく届出状況

届出の種類 施設の種類の	設 置 届 出		数 変 更 届 出		特 定 工 場 等 総 数	特 定 施 設 総 数
	工場等数	施 設 数	工場等数	施 設 数		
金 属 加 工 機 械					38	200
圧 縮 機	2	11			57	246
土 石 用 破 碎 機 等					7	29
コンクリートブ <sup>レ</sup> ックマシン等					1	1
木 材 加 工 機 械					2	4
印 刷 機 械					6	20
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機					2	38
鋳 型 造 形 機					1	1
計		11		0	114	539
届 出 実 工 場 数	2		0			

注) 設置及び数変更届出の工場等数は延数、特定工場等総数は実数である。

防止の方法変更届出	氏名等変更届出	使用全廃届出	承継届出
0	9	4	0

## (2) 規制について

工場・事業場における騒音・振動公害の規制法令としては、騒音規制法、振動規制法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例がある。

騒音規制法、振動規制法は、その構造、体系がほとんど同じであり、本市域では工業専用地域を除く全域が指定地域とされ、用途地域に応じた規制基準が定められている。両法とも、指定地域内に特定施設を設置する場合には、事前に届出をするよう義務づけており、特定工場等に対して事前並びに事後の規制を行っている。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例においては、市域全域を規制の対象としており、公害を発生するおそれのある作業を行う工場・事業場等（指定事業所）を設置または変更する場合には、あらかじめ市長の許可を受けることを義務づけ、事前規制を行っている。

さらに、指定事業所以外の工場・事業場も同条例による事後規制の対象となっている。

規制基準は表5-3、表5-4のとおりである。

表 5-3 騒音の規制基準

単位：デシベル

地 域	時 間		
	午前 8 時 から 午後 6 時 まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時 から 午前 6 時 まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

表 5-4 振動の規制基準

単位：デシベル

地 域	時 間	
	午前 8 時 から 午後 7 時 まで	午後 7 時 から 午前 8 時 まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

### 3 建設作業

#### (1) 届出の状況

騒音規制法、振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、事前の届出を義務づけている。平成22年度における届出の状況を、表5-5、表5-6に示す。

表5-5 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出件数

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	6
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	81
4. 空気圧縮機を使用する作業	10
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	4
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	3
計	104

表5-6 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出件数

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	9
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	1
4. ブレーカーを使用する作業	46
計	56

## (2) 規制について

建設作業では、衝撃力を利用する機械が多いため、著しい騒音・振動を発生しやすいが、工事期間中の一定期間に限られ、施工場所に代替性がなく、工法変更や対策が事実上困難なこと等の特殊性がある。

建設作業に係る苦情は、近隣住民への工事前の説明不足や、作業時間を遵守しない場合に多く発生する。このため届出の受理にあたっては、近隣住民への周知や作業時間遵守について、特に指導を行っている。

また、騒音規制法並びに振動規制法とも、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音・振動防止方法の改善、作業時間の変更など、必要な勧告、命令の措置をとることができることと規定している。騒音規制法並びに振動規制法による特定建設作業の規制基準は表5-7、表5-8のとおりである。

表 5-7 騒音に係る特定建設作業の規制基準

基準の区分 特定建設作業		特定建設作業の場所の敷地境界における騒音の大きさ (単位：デシベル)	夜間作業※	1日の作業時間※	作業期間	日曜、休日における作業
1.	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85以下	午後7(10)時から午前7(6)時までは行わないこと。	10(14)時間を超えて行わないこと。	連続して6日を超えて行わないこと。	行わないこと。
2.	びょう打機を使用する作業					
3.	さく岩機を使用する作業					
4.	空気圧縮機を使用する作業					
5.	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
6.	バックホウを使用する作業					
7.	トラクターショベルを使用する作業					
8.	ブルドーザーを使用する作業					

注) ※指定地域内のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを越えるところは、上表の( )内に示すところによる。

表 5-8 振動に係る特定建設作業の規制基準

基準の区分 特定建設作業		特定建設作業の場所の敷地境界における振動の大きさ (単位：デシベル)	夜間作業※	1日の作業時間※	作業期間	日曜、休日における作業
1.	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	75以下	午後7(10)時から午前7(6)時までは行わないこと。	10(14)時間を超えて行わないこと。	連続して6日を超えて行わないこと。	行わないこと。
2.	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
3.	舗装版破碎機を使用する作業					
4.	ブレーカーを使用する作業					

注) ※指定地域内のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを越えるところは、上表の( )内に示すところによる。

#### 4 道路交通

##### (1) 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表5-9、表5-10のとおり「騒音に係る環境基準」が定められている。

表5-9 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）（抜粋）

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の種類の該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

表5-10 騒音に係る環境基準（道路に面していない地域）（抜粋）

地域の類型	昼 間	夜 間	地域の種類の該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

騒音の測定方法：日本工業規格Z8731に定める測定方法。



(2) 騒音・振動測定

騒音規制法第18条及び振動規制法第19条の規定に基づき、年に1回、市内の幹線道路において騒音及び振動の測定を行い、環境基準等の適合状況を調査している。

平成22年度は、環境基準達成状況を把握するために図5-1で示す9地点で測定を実施した。



対象路線、評価区間及び測定地点

No.	対象路線	評価区間	測定地点
①	一般国道16号	小川町13先～三春町2-4先	三春町2-12先
②	一般国道16号	走水1-1-2先～走水2-20-3先	走水2-14-10先
③	一般国道134号	久里浜4-13先～津久井1-3先	長沢1-5-7先
④	県道横須賀三崎線	公郷町2-11先～衣笠町4-9先	小矢部3-3-4先
⑤	県道横須賀葉山線	根岸町2-33-10先～長沢6-4-15先	栗田2-4-6先
⑥	本町山中有料道路	汐入町1-6先～山中町92先	西逸見町1-57先
⑦	県道久里浜田浦線	平作6-10-10先～池上5-8-16先	阿部倉14先
⑧	横浜横須賀道路	佐原IC～馬堀海岸IC	吉井3-21-1先
⑨	市道7185号線	小川町13先～三春町3-1先	日の出町1-4先

図5-1 道路騒音及び振動測定地点

### (3) 評価の方法

#### ① 点的評価

道路沿道の境界上に基準点をおいて測定した道路近傍騒音と、道路に面していない2列目以降の住居等の位置する背後地で測定した背後地騒音の測定結果を、環境基準及び要請限度と比較するものである。点的評価については昭和51年度から調査を行っており、面的評価については平成13年度から調査を行っている。

#### ② 面的評価

一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものである。道路近傍騒音と背後地騒音から実測していない住居における騒音の暴露状況を予測評価する。

また、道路騒音・振動測定における詳細図の一例を図5-2に示す。



注)

道路近傍騒音：当該評価区間の道路沿道の境界線上で観測される騒音レベルをいう。

背後地騒音：道路端から2列目以降の住居が暴露される騒音レベルをいう。面的評価を行う際に、騒音レベルの減衰値を計算する元となる。

面的評価範囲：評価対象道路における道路端から50mの範囲を指す。

図5-2 道路騒音測定詳細図（一例）

(4) 道路騒音調査結果

① 点的評価結果（基準点）

基準点の調査結果を表5-11に示した。基準点については、6地点で昼間、夜間とも、1地点で昼間のみ環境基準を達成したが、2地点で昼間、夜間とも環境基準を超えた。

なお、環境基準を超えた地点においても、昼間、夜間とも要請限度を下回った。

表5-11 道路騒音調査結果（基準点）

単位：デシベル

測定番号	測定場所	用途地域及び車線数	路線名	時間区分	測定値 (等価騒音レベル)	環境基準		要請限度		交通量 台/日
						適否	基準値	適否	限度	
①	三春町 2-12先	準工業地域 4車線	一般国道16号	昼	69	○	70	○	75	32,742
				夜	66	×	65	○	70	
②	走水 2-14-10 先	第1種中高層 住居専用地域 2車線	一般国道16号	昼	68	○	70	○	75	6,474
				夜	63	○	65	○	70	
③	長沢 1-5-7先	第1種住居地域 2車線	一般国道134号	昼	71	×	70	○	75	20,220
				夜	67	×	65	○	70	
④	小矢部 3-3-4先	第1種住居地域 2車線	県道横須賀三崎線	昼	71	×	70	○	75	22,140
				夜	69	×	65	○	70	
⑤	栗田 2-4-6先	第2種住居地域 4車線	県道横須賀葉山線	昼	69	○	70	○	75	23,400
				夜	65	○	65	○	70	
⑥	西逸見町 1-57先	第1種低層 住居専用地域 2車線	本町山中有料道路	昼	56	○	70	○	75	8,328
				夜	50	○	65	○	70	
⑦	阿部倉 14先	第1種住居地域 4車線	県道久里浜田浦線	昼	64	○	70	○	75	11,892
				夜	56	○	65	○	70	
⑧	吉井 3-21-1先	第2種低層 住居専用地域 2車線	横浜横須賀道路	昼	58	○	70	○	75	4,896
				夜	52	○	65	○	70	
⑨	日の出町 1-4先	商業地域 4車線	市道7185号線	昼	63	○	70	○	75	18,444
				夜	58	○	65	○	70	

注) 時間区分 昼間：6～22時、夜間：22～6時

② 点的評価結果（背後地）

背後地の調査結果を表5-12に示した。背後地については、全ての地点で昼間、夜間とも環境基準を達成した。基準点で環境基準を超えた地点においても、背後地では環境基準を下回った。

表5-12 道路騒音調査結果（背後地）

単位：デシベル

測定番号	測定場所	用途地域	路線名	時間区分	測定値 (等価騒音レベル)	環境基準	
						適否	基準値
①	三春町 2-12先	準工業地域	一般国道16号	昼	51	○	65
				夜	49	○	60
②	走水 2-15-5先	第1種中高層住居専用地域	一般国道16号	昼	51	○	60
				夜	46	○	55
③	長沢 1-5-23先	第1種住居地域	一般国道134号	昼	60	○	65
				夜	51	○	60
④	小矢部 3-3-2先	第1種住居地域	県道横須賀三崎線	昼	55	○	65
				夜	53	○	60
⑤	栗田 2-3-7先	第2種住居地域	県道横須賀葉山線	昼	56	○	65
				夜	49	○	60
⑥	西逸見町 1-57先	第1種低層住居専用地域	本町山中有料道路	昼	47	○	60
				夜	42	○	55
⑦	阿部倉15先	第1種住居地域	県道久里浜田浦線	昼	49	○	65
				夜	44	○	60
⑦	吉井 3-21-23先	第2種低層住居専用地域	横浜横須賀道路	昼	51	○	60
				夜	41	○	55
⑧	日の出町 1-4先	商業地域	市道7185号線	昼	54	○	65
				夜	49	○	60

注) 時間区分 昼間：6～22時、夜間：22～6時

③ 面的評価結果

面的評価の調査結果を表5-13に示した。

近接空間（2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20m、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mの範囲）では、昼間は11.3%、夜間は11.2%が超えていた。

また、非近接空間（2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20～50m、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15～50mの範囲）では、昼間は2.5%、夜間は2.3%が超えていた。

交通量の多い道路に面する地域ほど環境基準を超える戸数が多い傾向にある。また、近接空間の方が非近接空間より環境基準超過戸数が多いことから、道路交通騒音の影響を受けやすい。

表5-13 路線別環境基準超過戸数表

測定 番号	路 線 名	近接空間				非近接空間					
		総住戸 戸数 (戸)	昼間		夜間		総住戸 戸数 (戸)	昼間		夜間	
			環境基 準超過 戸数 (戸)	超過率 (%)	環境基 準超過 戸数 (戸)	超過率 (%)		環境基 準超過 戸数 (戸)	超過率 (%)	環境基 準超過 戸数 (戸)	超過率 (%)
①	一般国道16号	815	0	0.0	241	29.6	1,261	18	1.4	27	2.1
②	一般国道16号	189	0	0.0	0	0.0	133	0	0.0	0	0.0
③	一般国道134号	606	219	36.1	0	0.0	1,395	17	1.2	0	0.0
④	県道 横須賀三崎線	146	40	27.4	45	30.8	349	2	0.6	12	3.4
⑤	県道 横須賀葉山線	521	0	0.0	0	0.0	642	3	0.5	17	2.6
⑥	本町山中有料道路	181	76	42.0	46	25.4	153	1	0.7	1	0.7
⑦	県道久里浜田浦線	0	0	0.0	0	0.0	419	0	0.0	0	0.0
⑨	横須賀横浜道路	0	0	0.0	0	0.0	1,018	107	10.5	80	7.9
⑩	市道7185号線	502	0	0.0	0	0.0	525	0	0.0	0	0.0
環境基準超過率		2,960	335	11.3	332	11.2	5,895	148	2.5	137	2.3

(5) 道路振動調査結果

道路振動については、道路騒音と同時に9地点で測定を実施した。

測定結果を表5-14に、測定地点は図5-1に示した。振動については、環境基準は設定されていないが振動規制法に定める要請限度と比較すると、全ての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

表5-14 道路振動調査結果（基準点）

単位：デシベル

測定番号	測定場所	用途地域	路線名	時間区分	測定値 (80%レンジ 上端値)	要請限度	
						適否	限度
①	三春町 2-12先	準工業地域	一般国道16号	昼	36	○	70
				夜	32	○	65
②	走水 2-14-10先	第1種中高層 住居専用地域	一般国道16号	昼	35	○	65
				夜	28	○	60
③	長沢 1-5-7先	第1種住居地域	一般国道134号	昼	40	○	65
				夜	37	○	60
④	小矢部 3-3-4先	第1種住居地域	県道横須賀三崎線	昼	31	○	65
				夜	29	○	60
⑤	栗田 2-4-6先	第2種住居地域	県道横須賀葉山線	昼	36	○	65
				夜	31	○	60
⑥	西逸見町 1-57先	第1種低層 住居専用地域	本町山中有料道路	昼	21	○	65
				夜	17	○	60
⑦	阿部倉14先	第1種住居地域	県道久里浜田浦線	昼	38	○	65
				夜	28	○	60
⑧	吉井 3-21-1先	第2種低層 住居専用地域	横浜横須賀道路	昼	23	○	65
				夜	17	○	60
⑨	日の出町 1-4先	商業地域	市道7185号線	昼	34	○	70
				夜	27	○	65

注) 時間区分 昼間：8～19時、夜間：19～8時

(6) 道路交通騒音・振動の対策

道路交通騒音・振動については、それぞれ騒音規制法、振動規制法に定めがあり、指定地域内における道路交通騒音・振動が、総理府令(H.12.3.2総理府令第15号)で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしている。

また道路管理者に対し、騒音規制法では当該道路の部分に係る構造の改善等に関し意見を述べることができ、振動規制法では当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請するものとしている。騒音規制法並びに振動規制法に基づく要請限度は表5-15、表5-16のとおりである。騒音に係る要請限度は、平成12年4月1日から等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)による評価法が用いられている。

また、道路交通騒音のうち、自動車本体から発生する騒音の大きさに関しては、環境大臣が定めた自動車騒音の大きさの許容限度が確保されるよう、道路運送車両法に基づく保安基準で定められている。

道路交通騒音は自動車本体からの音のみならず、走行速度、交通量、道路構造など多くの要素の影響を受ける。しかし、自動車への依存度が高まっている現代社会において交通規制の強化は難しく、困難な問題が多い。

表5-15 騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区 域	時 間	
	6：00～22：00	22：00～6：00
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
第一種・第二種住居地域、準住居地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

表5-16 振動に係る要請限度

単位：デシベル

区 域	時 間	
	8：00～19：00	19：00～8：00
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域	65	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

5 深夜飲食店等

(1) 現状

深夜飲食店等営業騒音の大半はカラオケ騒音によるものであるが、その他、店舗周辺での人声、自動車の停発車音なども原因となる場合がある。

本市における苦情件数をみると、昭和57～59年度には年間30件を超えたが、その後は減少し、ここ数年は10件前後に落ち着いている。平成22年度は4件であった。

(2) 規制について

従前は、飲食店も工場・事業場と同様、音量規制のみが適用されていたが、カラオケ騒音等は、深夜、不定期に、かつ発生する騒音の大きさもその都度違うため、実情調査に期間を要し、苦情対応としての規制が即応できない面があった。

昭和50年代半ばには苦情件数も全国的に増大したため、環境省（旧環境庁）は昭和55年10月30日付け大気保全局長名による各都道府県知事あて通達により、条例による規制を指示した。

これに伴い、神奈川県公害防止条例は改正され、飲食店営業騒音の規制として「営業時間の制限」、「音響機器の使用の制限」が新たに盛り込まれ、昭和57年4月1日に施行された。この内容については、現在の神奈川県生活環境の保全等に関する条例に踏襲されている。

深夜飲食店に係る騒音苦情はカラオケ騒音と、飲食店の営業が誘引となって発生する当該飲食店外部における人声、自動車発着音等により生ずるが、神奈川県生活環境の保全等に関する条例はその両方を、都市計画法に定める用途地域ごとに規制している。

規制内容については、図5-3のとおりである。

用途地域名	時間									
	22	23	午前 0	1	2	3	4	5	6	
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域	●	●	■	■	■	■	■	■	■	●
第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、その他の地域	●	●	■	■	■	■	■	■	■	●
商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用 地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

図5-3 深夜飲食店等営業騒音規制図

なお、「風俗営業等取締法」が改正され、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が昭和60年2月13日に施行されたが、同法においても、（深夜0時～日の出時）に飲食店営業を営む者に対して騒音・振動の規制をしている。また、警察職員の立入も認めている。

以上のように、飲食店騒音等の規制は2つの法令が重複している部分があり、かつ規制値も多少の違いがある。

図5-4は両法令における規制値の比較である。



単位：デシベル

用途地域	法令	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12時
第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域	風営	50					日没時		45					40					日出時		50				
	公害	50					45					* 飲食店の営業制限 40					45					50			
第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域	風営	55					50					45					55								
	公害	55					50					飲食店における音響機器使用禁止 45					50					55			
近隣商業地域	風営	65					60					50					65								
	公害	65					60					飲食店における音響機器使用禁止 50					60					65			
商業地域 準工業地域	風営	65					60					50					65								
	公害	65					60					50					60					65			
工業地域	風営	65					60					50					65								
	公害	70					65					55					65					70			
工業専用地域	風営	65					60					50					65								
	公害	75					75					65					75					75			

注) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」における規制対象時刻は「風俗営業」は日の出時から午前0時、「深夜飲食店営業」は午前0時から日の出時となっている。

\*：音響機器の使用禁止

図5-4 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の飲食店等営業騒音規制の比較

## 6 生活騒音

近年、テレビ、ステレオ、クーラーの室外機など音の出る家庭用電化製品の普及や集合住宅の増加、また生活スタイルの多様化や静けさに対する要求の高まりなどから、一般家庭からの生活騒音が問題となるケースが多く起こっている。

生活騒音問題は、音の大きさのみならず近隣関係といった要因が存在する場合があります。防止のためには一人ひとりが身近な音の発生に十分注意するとともに、日常から良好な近隣関係を保つこと、問題が生じたときには相手の立場に立って考えることなど、音に配慮した暮らしや人を思いやることが大切である。

なお、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第102条には、住民に対して騒音・振動に配慮し、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めることを求めている。